

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針 検討の経緯について

I 基本指針について

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第3条に基づき、環境大臣が定めるものである。都道府県知事は、基本指針に即して鳥獣保護管理事業計画を定める。

基本指針は5年おきに変更しているが、今般の法改正により、法目的に管理を加えたことによる施策体系の整理や、都道府県が担う新たな制度を創設したことに伴う必要事項の追加が必要となったことから、法改正に対応した見直しを行うものである。

なお、都道府県知事は第11次鳥獣保護管理事業計画の変更を行う（終期は平成29年3月31日）。基本指針の全面的な見直しについては、第12次鳥獣保護管理事業計画作成のために行う基本指針の変更（平成28年度中）時に行う。

II 検討の経緯について

平成26年

6月19日 環境大臣から中央環境審議会に対し、基本指針について諮問
自然環境部会に付議

6月25日 中央環境審議会自然環境部会
・基本指針の諮問について

6月26日 鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会（平成26年度第1回）
・基本指針の見直すべき事項の整理
・指定管理鳥獣捕獲等事業に関する論点 等

7月31日 鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会（平成26年度第2回）
・基本指針（変更素案）の検討

8月26日 鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会（平成26年度第3回）
・基本指針（変更案）の検討

9月16日～10月16日 パブリックコメント